

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

[令和6年度 水の回廊における橋上空間等に関する調査検討業務委託]

特記仕様書（案）

1.業務の目的

大阪では堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川からなる口の字の水の回廊を対象に、船が行き交い、多くの人が集い憩える水辺をめざし、水の回廊のさらなる活性化の取組みが進められている。また水の回廊に架かる橋梁においては、歴史的価値の高い橋梁や、広い歩行者空間を有する人道橋などが多くあるものの、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていない状況にある。

これらの課題について、数多くある管理施設の1つである以上、行政のハード的な活動だけでは、十分な維持管理を実施することが困難であり、地元や沿道企業を巻き込んだ活動も必要となっている。

本業務はこれらの課題解決に向け、地元や沿道企業などから、日常的な維持管理（ゴミ拾い・清掃・花の水やり・植栽管理などの継続的な環境美化活動等）をしてもらえるような担い手の発掘や醸成、加えて、橋上空間などを有効活用できる将来的な整備方針を決定するため、大阪・関西万博を契機とした橋上空間等の利活用社会実験を実施し課題抽出や検討を行うものである。

■対象橋梁①：本町橋

橋梁名	橋梁形式・橋長
本町橋	橋長：46.63 m 有効幅員：20.12 m 橋種（構造形式）：鋼鈹桁

今年で111歳を迎える大阪市内最古の橋でかつ、橋脚の美しいデザイン等から大阪市指定文化財となっている。また、市民協働活動の一環として、定期的な橋洗いが行われているなど、地元で親しまれている橋でもある。

現在、本町橋周辺は河川の遊歩道や水辺の活動拠点であるβ本町橋が整備されるとともに、地元や有識者・行政等からなる「東横堀川水辺プラットフォーム検討会」、有識者や行政で構成される「東横堀川等水辺空間のあり方検討会」といった意見交換の場が設立されている。また、当検討会での議論を踏まえ、令和6年3月に「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」が策定され、当基本方針には、東横堀川及び道頓堀川の一部区間を対象とした、耐震護岸への改修や東横堀川のポテンシャルを活かした空間整備、公民連携による利活用など、目指すべき水辺空間の考え方が示されており、今後の水辺の魅力空間づくりの取組方針と進め方についてとりまとめられている。

そのような様々な取組がありながらも、橋上空間については、全体的に日中は薄暗くなっており、橋詰広場は滞留空間でありながらも、ゴミなどの不法投棄や放置自転車が置かれている。一方、橋上のバルコニーについては、ホームレス対策により景石

が置かれており、空間が有効活用されていない等といった、橋の持つポテンシャルが十分に活かされていない状況となっている。

今後は「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」に基づき、水辺整備の設計やβ本町橋を中心とした官民連携（公民連携）体制の構築に向けた検討が進められるとともに、水辺整備事業全体においては、景観構成要素の調和を図るため、デザイン監理の基本となる考え方を整理したデザイン指針の策定に向けての検討が進められる。

■対象橋梁②：錦橋

橋梁名	橋梁形式・橋長
錦橋	橋長： 55.10m 有効幅員：10.60 m 橋種（構造形式）：鋼鈑桁

昭和6年の建設当時は可動堰であったが、後に歩行者専用橋として橋上が整備された。橋面整備にあわせて、大阪のシンボルにもなっている橋をより深く知ってもらえるよう、歩行者専用橋といった利点を生かし、橋上を橋のギャラリーにすることにしている。植樹柵の壁面を斜めにした展示スペースには、江戸末期から明治初期に画かれた大阪の橋をテーマにした錦絵を展示しており、また、橋詰の展示ケースには橋梁番付表を展示し、中之島の歴史が思い起こされる。日没後は、「芸術を紡ぐ錦橋」のコンセプトで、平成20年より橋梁ライトアップが実施されており、文化芸術を継承するといったライトアップ演出がなされている。また、昨年度は大学と連携した「橋上を活用した憩い空間創出の取組」についての意見交換の場が設けられるなど、官学連携した取り組みが行われている。

そのような様々な取組がありながらも、橋上の植栽帯については十分な管理ができていないとは言えず、展示スペースは本市が想定していない橋上利用（例：スケートボードやBMXなど）がなされている。加えて、橋詰部はゴミなどの不法投棄あるなどといった課題を抱えており、橋梁ライトアップについては、平成20年のライトアップ開始当時と比べ、オフィスタワーが立ち並ぶなど周辺の取り巻く環境が変化中、現在も同じライトアップコンセプトでの演出がなされており、橋の持つポテンシャルが十分に活かされていない状況となっている。

今後、沿道企業と連携した上で、橋上および橋詰空間を有効的に活用することが必要である。

■対象橋梁③：中之島ガーデンブリッジ

橋梁名	橋梁形式・橋長
中之島ガーデンブリッジ	橋長：77.50 m 有効幅員：20.00 m 橋種（構造形式）：鋼床版箱桁

歩行者専用橋として整備され、開放的な河川を通して、大阪都心部を一望できる貴重な橋上空間となっている。橋上の幅員は広いため、ベンチや彫刻が置かれ、くつろげる空間となっており、橋詰には堂島米市場跡記念碑が置かれている。また、昨年度は大学と連携した「橋上を活用した憩い空間創出の取組」についての意見交換の場が設けられるなど、官学連携した取り組みが行われた。さらに、市民協働活動の一環として、沿道の企業等が主体となった定期的な花植えや清掃活動等も行われていることに加え、平成 24 年には橋上の広いスペースを生かした「北新地ガーデンブリッジカフェ（社会実験）」、昨年度には橋上では「中之島ブリッジテラス 2023（社会実験）」が行われるなど、沿道企業が主体となった活動が行われている。夜間では、高欄や橋梁ライトアップが実施されており、夜間景観の魅力向上に寄与している橋である。

そのような様々な取組がありながらも、橋上については、夜間は薄暗い空間となっており、万能塀が橋上に置かれていることで橋上空間の広いスペースが生かしきれない等といった課題を抱えており、橋の持つポテンシャルが十分に活かされていない状況である。

今後、沿道企業が現在主体となっている橋上活動を醸成していくとともに、活動を広げ、継続的に実施していくことが必要である。

■対象橋梁④：水晶橋

橋梁名	橋梁形式・橋長
水晶橋	橋長：72.30 m 有効幅員：9.10 m 橋種（構造形式）：鋼板桁

歩行者専用橋として整備され、橋上はベンチや樹木・植栽帯が置かれており、くつろげる空間が確保されている。昨年度は大学と連携した「橋上を活用した憩い空間創出の取組」についての意見交換の場が設けられるなど、官学連携した取り組みが行われており、さらに橋上では「中之島ブリッジテラス 2023 オータム（社会実験）」が行われるなど、沿道企業等が主体となった活動が行われている。また、中之島公会堂前において、中之島通の歩行者空間化（公園化）整備が行われているといった、中之島エリア全体として空間創出を図られている中、中之島エリア全体としてのマネジメント活動も行われている。夜間では、高欄や橋梁ライトアップが実施されており、夜間景観の魅力向上に寄与している橋である。

しかしながら、現在は橋上の植栽帯等が十分な管理ができていないことに加え、橋上の扉の破損や景観的にふさわしくないデザインの張紙等も見られる等、橋の持つポテンシャルが十分に活かされていない状況である。

今後、中之島エリア全体としてのマネジメント活動との連携も踏まえつつ、沿道企業が現在主体となっている橋上活動を醸成していくとともに、さらに活動を広げ、継続的に実施していくことが必要である。

2. 委託期間

委託期間は、契約日より令和8年3月31日までとする。ただし、委託期限より前に業務委託共通仕様書に基づき成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。

3. 仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書（平成28年9月）〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉に基づき、実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

4. 単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価は及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和5年度版）を適用している。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和5年度版）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

5. 業務の内容

(1) 橋上空間等における調査検討

① 現地踏査及び現状整理（4 橋）

- ・対象橋梁及びその周辺について現地踏査（昼、夜）を行い、課題を把握する。
- ・業務遂行に必要な既存資料（「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」、中之島まちみらいビジョンなどの中之島全体のまちづくり計画および中之島エリアにおけるマネジメント活動の取り組み状況、「大阪光のまちづくり 2030 構想」、橋梁図面など）を収集し整理する。必要に応じ、本市から業務に必要な資料は貸与する。

- 地元、沿道企業等の意見やこれまで実施してきた社会実験等を踏まえ、橋上空間等の利活用ニーズや橋梁の持つポテンシャルを把握する。

②令和 6 年度の秋における社会実験の補助（4 橋）

- 対象橋梁について、別途業務である「水の回廊にかかる橋梁の修景等検討業務委託（工期：R7.3.31）」において、令和 6 年度の秋に実施する社会実験に向けての打合せに参加し、その企画立案・社会実験の実施・検証の補助的業務を行う。
- ※本町橋については、令和 6 年度の秋の社会実験は①景石撤去後のテラス部と高欄の適正利用②橋詰広場における多面的な利用（物販、情報発信の場としての利用等）③ライトアップの本格実施に向け、既存設備を用いたライトアップの試行実施（橋下・側面・高欄）を予定している。
- ※錦橋については、令和 6 年度の秋の社会実験は、橋上における多面的な利用を検証することを目的に、記念碑の仮設置・物販・植栽帯の花植等を予定している。

③橋上整備における効果検証および暫定対策（4 橋）

- 対象橋梁は、令和 6 年度の夏頃に橋上整備工事を予定しているが、本整備内容における課題や留意点を挙げ、地元と連携した上で、効果検証を行う。また、必要に応じ、課題に対する暫定対策を講じること。

④ 大阪関西万博開催時における社会実験の企画立案、実施（本町橋・錦橋）

- これまでに実施してきた社会実験の検証結果や地域課題等を踏まえて、令和 7 年度の大阪・関西万博期間中に実施する社会実験における企画立案・社会実験の実施を行う。社会実験の実施にあたっては、本町橋については、東横堀川での社会実験等と連携を踏まえた内容とする。
- 令和 7 年度の実験は、大阪・関西万博期間中の 2 回（春・秋の各 1 週間前後）を予定するものとし、関係者等との協議調整を図った上で、社会実験の運営および効果検証に必要な調査を行うものとする。
- 本町橋については、橋下や橋の側面、高欄のライトアップ実験を行う予定であり、それに必要となる機器等の調達及び設置については、受注者にて対応すること。
- 錦橋については、橋上にある植栽柵をデッキ化し、滞留空間として実験を行う予定であり、デッキ化の費用（材料・設置費）についても含むものとする。
- 社会実験の実施に必要な資機材の調達を含む必要な暫定整備は、基本的に本業務に含むものとするが、これにより難しい場合は監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

⑤ 大阪関西万博開催時における社会実験の企画立案、実施の補助

(中之島ガーデンブリッジ・水晶橋)

- これまでに実施してきた社会実験の検証結果や地域課題等を踏まえて、令和 7 年度の大阪・関西万博期間中に、民間主導となって実施する社会実験について、企画立案・社会実験の実施の補助的業務を行う。
- 令和 7 年度 of 社会実験は、大阪・関西万博期間中の 2 回（春・秋の各 1 週間前後）を予定するものとし、関係者等との協議調整を図った上で、社会実験の運営補助および効果検証に必要な調査を行うものとする。
- 社会実験の実施に必要な資機材の調達を含む必要な暫定整備は、基本的に本業務に含むものとするが、これにより難しい場合は監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

⑥ 社会実験の検証、全体総括、今後の方針整理（4 橋）

- 令和 6 年度、令和 7 年度に実施した社会実験について検証し、①法令等の制度整理を含む公民連携による持続的な維持管理体制・管理運営スキーム②ライトアップを含めた橋梁全体としての将来的なインフラ整備方針（ライトアップコンセプトの再整理等も含む）③短中期的の事業スケジュール、ロードマップ④将来のイメージ図 を主な項目として、全体を総括し、今後の方針を整理する。
- とりまとめにあたっては、沿道企業や地域住民等との意見交換、学識経験者から意見聴取も行うものとする。

6.学識経験者等への意見徴収に向けた資料作成

業務内容の実施にあたり、本市が指示した場合は、学識経験者等への意見聴取に必要な資料を作成するものとする。なお意見聴取結果を業務の内容に反映させるものとする。

7.関係機関との協議資料作成

業務実施にあたり、各関係機関との協議を想定しているため、協議に必要な資料を監督職員と調整の上、作成すること。また、関係機関との協議時には同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出すること。協議は河川管理者等 5 機関程度を想定しているが、協議数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。ただし、同じ協議資料である場合は、それに含まない。

8.打合せ

打合せは業務着手時及び成果品納入時、中間打合せ 8 回を行う。なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出する。打合せ回数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。

9.報告書作成

各業務成果は、以下に示す個別報告書として、各橋ごとに作成すること。

- 個別報告書（無線綴じ製本） 5部
- 報告書の冒頭にダイジェスト版を添付する。作成にあたっては Microsoft Word 又は Microsoft PowerPoint を基本とし、A4版 10枚程度とする。

10.成果品

- 成果品の内容については、委託の業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。
- 成果品の納品は次を基本とし、提出前に監督職員の確認を得ること。電子データは、オリジナルデータ及び PDF データを収めること。
 - ①電子データ 2部（CD-R または DVD-R）
 - ②紙ベース 1部（A4判パイプ式ファイル）
- 受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。
- CD-R または DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の作成イメージは別紙-1を基本とする。

11.管理技術者並びに照査技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とする。また、照査技術者についても、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とし、共通仕様書に基づき照査を実施すること。

ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。

12. 担当技術者

担当技術者は、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とする。

ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

エ. RCCM（道路部門）の資格を有し、登録を受けている者。

13. その他

- 成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- 公的機関以外での立入りがあがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- 関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により修正等が生じたときは監督職員の指示に従い業務遂行に努めるものとする。
- 本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- コンプライアンス（公益通報）については、別紙-2のとおりとする。

成果品の製作イメージ

DVDーR



A4ファイル

	○○○○○○○○○○ 業務委託 ○年○月	委託名称 : ○○○
		完成年月日 : ○○○

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）